



福岡医発第 2550 号（地）

令和 6 年 12 月 23 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の
一部を改正する省令の施行について

今般、標記の件について、別添のとおり厚生労働省より福岡県保健医療介護部を通じて周知依頼がありました。

本件は、五類感染症に急性呼吸器感染症（既に五類感染症として位置づけられている急性呼吸器感染症については、重複となるため除く。）を追加する旨、連絡するものです。

また、急性呼吸器感染症が五類感染症に追加されることに伴い、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について」（平成 18 年 3 月 8 日健感発第 0308001 号厚生労働省結核感染症課長通知）等についても改正が予定されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

公印省略

6 疾病第 2 9 7 7 号
令和 6 年 1 2 月 9 日

公益社団法人福岡県医師会長
公益社団法人福岡県病院協会
一般社団法人福岡県私設病院協会
公益社団法人全国自治体病院協議会福岡県支部長
一般社団法人福岡県精神科病院協会

殿

福岡県保健医療介護部長
(がん感染症疾病対策課感染症対策係)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則
の一部を改正する省令の施行について（施行通知）

本県の保健医療行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

今般、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 1 5 6 号）が公布されましたのでお知らせします。

急性呼吸器感染症が五類感染症に追加されることに伴い、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 1 2 条第 1 項及び第 1 4 条第 2 項に基づく届出の基準等について」（平成 1 8 年 3 月 8 日健感発第 0 3 0 8 0 0 1 号厚生労働省結核感染症課長通知）等についても改正が予定されておりますので申し添えます。

つきましては、貴会会員に対し周知をお願いいたします。

－問合せ先－

福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課
感染症対策係 長藤

〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園 7－7

TEL : 092-643-3597 FAX : 092-643-3331

Email : nagafuji-n0428@pref.fukuoka.lg.jp

感 発 1129 第 1 号
令 和 6 年 11 月 29 日

各 $\left(\begin{array}{l} \text{都 道 府 県 知 事} \\ \text{保 健 所 設 置 市 長} \\ \text{特 別 区 長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働省健康・生活衛生局
感 染 症 対 策 部 長
(公 印 省 略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の
一部を改正する省令の施行について（施行通知）

本日、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第156号）が別添のとおり公布されたところ、改正の概要等は下記のとおりですので、御了知の上、関係者へ周知いただくとともに、その適切な運用にご配慮願います。なお、感染症の発生状況及び動向の把握に関する事項については、別途通知する予定である。

記

1 改正の趣旨

第70回厚生科学審議会感染症部会（令和5年1月27日）において、将来的なパンデミックに備えたサーベイランスのあり方について指摘があり、検討を行った結果、第85回厚生科学審議会感染症部会（令和6年5月27日）等の検討も踏まえ、急性呼吸器感染症を一体的に把握できる体制を整備する方針が了承された。

当該検討結果も踏まえ、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第6条第6項第9号に規定する厚生労働省令で定める五類感染症として、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

施行規則（平成 10 年厚生省令第 99 号）第 1 条に急性呼吸器感染症を追加し、指定届出機関（法第 14 条第 2 項に規定する指定届出機関をいう。）の管理者による発生の届出及び指定届出機関（法第 14 条の 2 第 2 項に規定する指定届出機関をいう。）の管理者による検体等の提出の対象とすることとする。

2 改正の概要

- 急性呼吸器感染症（既に五類感染症として位置づけられている急性呼吸器感染症（※）については、重複となるため除く。）を五類感染症に追加する。
 - ※ 既に五類感染症として位置づけられている呼吸器感染症
インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）、RS ウイルス感染症、咽頭結膜熱、A 群溶血性レンサ球菌咽頭炎、クラミジア肺炎（オウム病を除く。）、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）、百日咳、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎
- 特定感染症予防指針を策定する感染症に、現在対象とされていない急性呼吸器感染症を追加する。
- 指定届出機関（法第 14 条第 2 項に規定する指定届出機関であって、診療科名中に内科又は小児科を含む病院又は診療所に限る。）の管理者による発生の届出の対象となる五類感染症に、それぞれ現在対象とされていない急性呼吸器感染症（法 12 条に基づく医師による発生の届出の対象となっているものを除く。）を加える。
- 指定提出機関（法第 14 条の 2 第 2 項に規定する指定届出機関をいう。）の管理者による検体等の提出の対象となる五類感染症に、それぞれ現在対象とされていない急性呼吸器感染症を加える。
- その他所要の改正を行う。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 7 日

4 留意事項

今後、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について」（平成 18 年 3 月 8 日健感発第 0308001 号厚生労働省結核感染症課長通知）等の改正を予定しているので、当該通知についても適切に確認いただきたい。

○厚生労働省令第百五十六号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第六項第九号、第十一条第二項、第十四条第一項、第十四条の二第二項及び第五十六条の二第一項の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十一月二十九日

厚生労働大臣 福岡 資麿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）
次の表のように改正する。

改 正 後			改 正 前		
（五類感染症） 第一条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第六条第六項第九号に規定する厚生労働省令で定める感染性の疾病は、次に掲げるものとする。 一・二 （略） 三 咽頭結膜熱 四・六 （略） 七 急性呼吸器感染症（インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く）、オウム病及びレジオネラ症並びに第二号から第四号まで、第十一号、第十六号、第三十一号、第三十四号及び第三十五号に該当するものを除く。以下同じ。） 八・十三 （略） 十四 細菌性髄膜炎（第十七号から第十九号までに該当するものを除く。以下同じ。） 十五・二十四 （略） 二十五 伝染性紅斑 二十六・三十九 （略） 四十 流行性耳下腺炎 四十一 （略） （特定感染症予防指針を作成する感染症） 第二条 法第十一条第一項に規定する厚生労働省令で定める感染症は、次に掲げるものとする。 一 RSウイルス感染症 二 咽頭結膜熱 三 インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。） 四 （略） 五 A群溶血性レンサ球菌咽頭炎 六 （略） 七 オウム病 八 急性呼吸器感染症 九 クラミジア肺炎（オウム病を除く。） 十・十二 （略） 十三 新型コロナウイルス感染症 十四・二十二 （略） 二十三 百日咳 二十四・二十五 （略） 二十六 ヘルパンギーナ 二十七 マイコプラズマ肺炎 二十八・三十二 （略） 三十三 レジオネラ症 （指定届出機関の指定の基準） 第六条 法第十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める五類感染症は、次の表の各項の上欄に掲げるものとし、同項の規定による五類感染症の発生の状況の届出を担当させる指定届出機関の指定は、地域における感染症に係る医療を提供する体制、保健所の設置の状況、人口等の社会的条件、地理的条件等の自然的条件その他の地域の実情を勘案して同欄に掲げる五類感染症			（五類感染症） 第一条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。以下「法」という。）第六条第六項第九号に規定する厚生労働省令で定める感染性の疾病は、次に掲げるものとする。 一・二 （略） 三 咽頭結膜熱 四・六 （略） （新設） 七・十二 （略） 十三 細菌性髄膜炎（第十六号から第十八号までに該当するものを除く。以下同じ。） 十四・二十三 （略） 二十四 伝染性紅斑 二十五・三十八 （略） 三十九 流行性耳下腺炎 四十 （略） （特定感染症予防指針を作成する感染症） 第二条 法第十一条第一項に規定する厚生労働省令で定める感染症は、次に掲げるものとする。 （新設） 一 インフルエンザ 二 （略） 三 （新設） 三 （略） 三 （新設） 三 （新設） 四・六 （略） 四・六 （新設） 七・十五 （略） 七・十五 （新設） 十六・十七 （略） 十六・十七 （新設） 十八・二十二 （略） 十八・二十二 （新設） （指定届出機関の指定の基準） 第六条 法第十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める五類感染症は、次の表の各項の上欄に掲げるものとし、同項に規定する五類感染症の発生の状況の届出を担当させる指定届出機関の指定は、地域における感染症に係る医療を提供する体制、保健所の設置の状況、人口等の社会的条件、地理的条件等の自然的条件その他の地域の実情を勘案して同欄に掲げる五類感染症		

（傍線部分は改正部分）

症の区分（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「五類感染症指定区分」という。）に応じ、原則として当該各項の下欄に定める病院又は診療所のうち当該五類感染症指定区分の感染症に係る指定届出機関として適当と認めるものについて行うものとする。

(略)		(略)
二	RSウイルス感染症、咽頭結膜熱、インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型コロナウイルス等感染症を除く。）、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、急性呼吸器感染症、新型コロナウイルス感染症及びヘルパンギーナ	診療科名中に内科又は小児科を含む病院又は診療所
(略)	(略)	(略)

2 法第十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める疑似症（以下「疑似症」という。）は、発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断したものとし、同項の規定による疑似症の発生の状況の届出を担当させる指定届出機関の指定は、集中治療その他これに準ずるものを提供することができる病院又は診療所のうち疑似症に係る指定届出機関として適当と認めるものについて行うものとする。

（感染症の発生の状況及び動向の把握）

第七条 (略)

2 法第十四条第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、前条第一項の表の二の項の上欄に掲げる五類感染症に係るものについて前項第一号の指定届出機関が届け出る場合にあっては診断した患者（入院を要すると認められる者に限る。）に係る集中治療室及び人工呼吸器の使用の有無に関する事項（インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型コロナウイルス等感染症を除く。）及び新型コロナウイルス感染症の患者を診断した場合に限る。）並びに脳波検査その他急性脳症の発症の有無を判断するために必要な検査の実施に関する事項（インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型コロナウイルス等感染症を除く。）の患者を診断した場合に限る。）とし、前条第一項の表の五の項の上欄に掲げる五類感染症に係るものにあつては原因となつた病原体の名称及びその識別のために行つた検査の方法とする。

3 5 (略)

（指定提出機関の指定の基準）

第七条の三 法第十四条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める五類感染症は、RSウイルス感染症、咽頭結膜熱、インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型コロナウイルス等感染症を除く。）、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、急性呼吸器感染症、クラミジア肺炎（オウム病を除く。）、新型コロナウイルス感染症、百日咳、ヘルパンギーナ及びマイコプラズマ肺炎とし、同項の規定による五類感染症の患者の検体又は当該感染症の病原体の提出を担当させる指定提出機関の指定は、地域における感染症に係る医療を提供する体制、保健所の設置の状況、人口等の社会的条件、地理的条件等の自然的条件その他の地域の実情を勘案して、原則として診療科名中に内科若しくは小児科を含む病院若しくは診療所又は衛生検査所のうち当該五類感染症に係る指定提出機関として適当と認めるものについて行うものとする。

の区分（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「五類感染症指定区分」という。）に応じ、原則として当該各項の下欄に定める病院又は診療所のうち当該五類感染症指定区分の感染症に係る指定届出機関として適当と認めるものについて行うものとする。

(略)		(略)
二	インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型コロナウイルス等感染症を除く。）、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、急性呼吸器感染症、新型コロナウイルス感染症	診療科名中に内科又は小児科を含む病院又は診療所
(略)	(略)	(略)

2 法第十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める疑似症（以下「疑似症」という。）は、発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断したものとし、同項の規定による疑似症の発生の状況の届出を担当させる指定届出機関の指定は、集中治療その他これに準ずるものを提供することができる病院又は診療所のうち疑似症に係る指定届出機関として適当と認めるものについて行うものとする。

（感染症の発生の状況及び動向の把握）

第七条 (略)

2 法第十四条第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、前条第一項の表の二の項の上欄に掲げる五類感染症に係るものについて前項第一号の指定届出機関が届け出る場合にあっては診断した患者（入院を要すると認められる者に限る。）に係る集中治療室及び人工呼吸器の使用の有無に関する事項並びに脳波検査その他急性脳症の発症の有無を判断するために必要な検査の実施に関する事項（インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型コロナウイルス等感染症を除く。）の患者を診断した場合に限る。）とし、前条第一項の表の五の項の上欄に掲げる五類感染症に係るものにあつては原因となつた病原体の名称及びその識別のために行つた検査の方法とする。

3 5 (略)

（指定提出機関の指定の基準）

第七条の三 法第十四条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める五類感染症は、インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型コロナウイルス等感染症を除く。）とし、同項に規定する五類感染症の患者の検体又は当該感染症の病原体の提出を担当させる指定提出機関の指定は、地域における感染症に係る医療を提供する体制、保健所の設置の状況、人口等の社会的条件、地理的条件等の自然的条件その他の地域の実情を勘案して、原則として診療科名中に内科若しくは小児科を含む病院若しくは診療所又は衛生検査所のうち当該五類感染症に係る指定提出機関として適当と認めるものについて行うものとする。

別記様式第三

別記様式第三を次のように改める。

厚生労働大臣 殿

検疫所（支所）

動物又はその死体を輸入するので、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第56条の2の規定により届け出ます。
なお、同法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）を遵守し、記載事項に虚偽がないことを誓約します。

届 出 年 月 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

氏 名 _____

住 所 _____

連絡先電話番号 _____
(法人の場合、名称、所在地及び代表者の氏名)

① 種 類			
② 数 量			
③ 原 産 国		④ 由 来	
⑤ 用 途		⑥ 搭載船舶（航空機）名	
⑦ 輸出国及び積出地		⑧ 到着地及び保管場所	
⑨ 搭 載 年 月 日		⑩ 到 着 年 月 日	
⑪ 船荷証券又は航空 運 送 状 の 番 号		⑫ 衛生証明書の発行番号	
⑬ 衛生証明書の記載に係る 動物の性別、年齢及び 個 体 識 別 上 の 特 徴			
⑭ 荷送人の氏名及び住所 (法人の場合、名称、所在地 及び代表者の氏名)			
⑮ 荷受人の氏名及び住所 (法人の場合、名称、所在地 及び代表者の氏名)			
⑯ 輸入後の保管施設の 名 称 及 び 所 在 地 (個人の場合、氏名及び住所)			
⑰ 輸送中の事故の概要			
備考（検疫所使用欄）		届出を受理した旨	

注意 用紙の大きさは、A4とすること。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和七年四月七日から施行する。ただし、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別記様式第三の改正規定並びに次条及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(指定届出機関及び指定提出機関の指定に関する経過措置)

第二条 都道府県知事は、この省令の施行前においても、この省令による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（以下「新令」という。）第六条第一項又は第七条の規定の例により、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第十四条第一項又は第十四条の二第一項の規定による指定をすることができる。この場合において、当該指定は、この省令の施行の日にその効力を生ずる。

(様式に関する経過措置)

第三条 附則第一条ただし書に掲げる規定の施行の際現にあるこの省令による改正前の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（次項において「旧令」という。）別記様式第三により使用されている書類は、新令別記様式第三によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧令別記様式第三による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。